

# 入札参加申込書

令和7年 月 日

(あて先)

知名町長 今井 力夫 様

(申込者) 住所

(フリガナ)  
氏名

※ 法人の場合は主たる所在地・名称を記入してください。

裏面誓約事項を誓約し、入札説明書及び契約条項を承知の上、下記のとおり申込み  
ます。

## 記

### 1 借受けを希望する物件

借受けを希望する物件に☑をしてください。(複数選択可)

チェック欄	物件番号	種類	施設名称	設置場所
<input type="checkbox"/>	庁内1	清涼飲料水	知名町役場	1階自動販売機コーナー
<input type="checkbox"/>	庁外1	清涼飲料水	知名町役場	1階東出入口南側

### 2 入札参加決定通知書の送付先

住所 〒

氏名



上記以外の☎

## 備考

- この申込書は、令和7年1月31日(金)午後5時までの間に、必要書類を添付して、知名町総務課庁舎管理係まで持参又は郵送(期限内必着)してください。
- 申込後の名義変更、借受希望物件の変更、申込みの取下げは一切できません。
- 必要書類の添付されていないものは受付できません。
- 連名申込の場合は、申込者欄に申込者名を併記して下さい。

## 誓約事項

申込にあたり、次の事項を誓約します。

1 次の各号のいずれかに該当する者ではありません。

(1) 入札に係る契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第32条第1項各号に掲げる者

(2) 次のいずれかに該当する者でその事実があった後3年間経過していない者（当該事実と同一の事由により知名町建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成20年告示第24号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。

ア 契約の履行にあたり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者（第13号に該当する者を除く。）

カ アからオまでの一に該当する事実があった後3年を経過しない者を契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(3) 次のいずれかに該当する者。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の決定後、新たに知名町入札参加資格審査申請を行い、認定を受けた者を除く。

ア 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者

イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者

(4) 公告の日から落札決定までの間に指名停止の期間中の者

(5) 公告の日から落札決定までの間に知名町が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成28年告示第69号）に基づく排除措置を受けている者

(6) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員等（暴力団（暴対法第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。）の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）がいる者

(7) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している者

(8) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている者

(9) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(10) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

(11) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを利用するなどしている者

(12) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等から、知名町が行う契約等において妨害（不法な行為等で、契約等履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けたことを認識していたにもかかわらず、町への報告又は警察への被害届の提出を故意に又は正当な理由がなく行わなかった者

(13) 公告の日から過去3か月以内に、自動販売機設置に伴う知名町公有財産管理規則（昭和58年規則第3号）に基づく貸付を受け、適切に管理を行わなかった者

(14) 公告の日から過去2年以内に、自らが管理及び運営する自動販売機（清涼飲料水）を設置した実績を有しない者

(15) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員

(16) 町税を滞納している者

2 前項の誓約内容が、事実と相違することが判明したときは、当該事項に関して貴市が行う一切の措置について異議の申立を行いません。